

# 「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

## 遺言制度の見直し

デジタル技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者がデジタル技術を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討

## 意見募集の結果

49件（団体27件、個人22件）

## 【審議の経過】

令和6年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問  
令和6年4月～ 民法（遺言関係）部会における調査審議  
令和7年7月 中間試案取りまとめ  
同月～9月 パブリック・コメント  
9月～ パブリック・コメントの結果を踏まえ、更に調査審議可能な限り早期に要綱案を取りまとめることを目指す

## 普通方式における新たな方式の遺言の創設

### ○ 新たな遺言の方式

【甲案】遺言の本文を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の朗読を録音等により記録して遺言する方式

―【甲1案】証人の立会いを要件とする案

賛成する意見も一定数寄せられた。一方で、証人の立会いのみでは偽造のおそれや遺言が発見されないおそれが否定できないこと、執行手続等で録音・録画を確認する時間がかかることなどを理由に反対する意見が相当数寄せられ、同様の懸念を指摘する意見も同程度寄せられた。

―【甲2案】証人の立会いを要せず、これに相当する措置を要件とする案

賛成する意見も一定数寄せられた。一方で、【甲1案】に対するものと同様の理由のほか、現時点ではデジタル技術のみによって十分に真意性・真正性を担保できる措置を講ずることは困難であること、悪用される危険性があることなどを理由に反対する意見が多数寄せられ、同様の懸念を指摘する意見も賛成する意見と同程度寄せられた。

【乙案】遺言の本文を電磁的記録により作成し、公的機関で保管して遺言する方式  
条件付賛成を含め賛成する意見が多数寄せられ、反対する意見はなかった。

【丙案】遺言の本文をプリントアウト等した書面により作成し、公的機関で保管して遺言する方式

賛成する意見が多数寄せられたが、全面的にデジタル技術を活用した方式を創設すべきであることなどを理由に反対する意見も一定数寄せられた。

### ○ 保管制度の在り方

現行の自筆証書遺言書保管制度と同様の規律を設けることについて、賛成する意見が多数寄せられ、反対する意見はなかった。

## 自筆証書遺言等の方式要件の更なる緩和の検討

### ○ 自筆証書遺言における自書を要しない範囲

現行規定を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないことについて、賛成する意見が多数寄せられた。

### ○ 自筆証書遺言における押印要件並びに秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件の要否

押印を不要とすることについて、賛成する意見と反対する意見とがいずれも相当数あり、その数はきつ抗していた。

## 特別方式の遺言に関する見直し

### ○ 作成できる場面についての見直し

一般隔絶地遺言及び船舶遭難者遺言を作成することができる場面を明確化等することについて、賛成する意見が相当数寄せられ、反対する意見はなかった。

### ○ 新たな遺言の方式

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言につき、録音・録画を利用して証人1人以上の立会いの下、電磁的記録により遺言を作成する方式、又は書面により遺言を作成する方式を設けることについて、賛成する意見がそれぞれ一定数寄せられた。

※ 船舶遭難者遺言につき、録音・録画された電磁的記録により遺言を作成する方式についても、賛成する意見が一定数寄せられ、証人の立会いを不要とすべきとの意見も一定数寄せられた。